

確認

令和 6 年度 第 公委-K4 号		設計		精算				
委託費								
件 名 斎場外植栽管理業務委託								
場 所		久留米市 高良内町外		工期	令和 7 年 3月 25 日			
設計の大要								
・ 斎場（植栽地管理） 1式 ・ 甲塚公園（植栽地管理） 1式								
委託明細								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
					別紙内訳書のとおり			

本委託費内訳書(1)

費目	工種	種別	細別・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
			斎場(植栽地管理)	1	式			第1号明細書
			甲冢公園(植栽地管理)	1	式			第2号明細書
直接委託費	計							
共通仮設費				1	式			
純委託費	計							
現場管理費				1	式			
委託原価	計							
一般管理費				1	式			
委託価格	計							
消費税相当額				1	式			
本委託費	計							

第 2 号 明 細 書

甲塚公園（植栽地管理）1 式

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	代価番号
生け垣剪定（人力） H=0.6～1.2m未満	40	m				
生け垣剪定（人力） H=1.2～2.5m未満	40	m				
寄植刈込（刈-マ） H=1.0m内外	675	m ²				
寄植刈込（刈-マ） H=1.0m内外 冬期	675	m ²				
手抜き除草 疎	3,880	m ²				
殺虫剤散布（加減乳剤+新グーラン同等品） 1000倍+2000倍液	400	ℓ				
計						

斎場外植栽管理業務委託 数量表

公園名	明 細		工 種	規格・形状	基本数量	単位	回数	設計数量	集計単位	備 考
久留米斎場	植栽地管理	シカシ	生垣剪定（人力）	H=3.0m未満	63	m	1	63	m	
	合計							63	m	
久留米斎場	植栽地管理	イヌマキ	生垣剪定（人力）	H=1.2～2.5m未満	430	m	1	430	m	
	合計							430	m	
久留米斎場	植栽地管理	中庭	寄植刈込（トリマー）	H=1.0m内外 夏期	10	m ²	1	10	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	残骨室周辺	寄植刈込（トリマー）	H=1.0m内外 夏期	189	m ²	1	189	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	芝生周辺	寄植刈込（トリマー）	H=1.0m内外 夏期	92	m ²	1	92	m ²	
久留米斎場	植栽地管理		寄植刈込（トリマー）	H=1.0m内外 夏期	39	m ²	1	39	m ²	
	合計							330	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	マキ	手抜き除草	疎	90	m ²	5	450	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	寄植	手抜き除草	疎	330	m ²	5	1,650	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	地比類	手抜き除草	疎	932	m ²	5	4,660	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	中庭	手抜き除草	疎	100	m ²	5	500	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	残骨室周辺	手抜き除草	疎	189	m ²	5	945	m ²	
	合計							8,205	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	樹木	殺虫剤散布（殺虫乳剤+新ゲラン同等品）	1000倍+2000倍液	100	リットル	2	200	リットル	
								200	リットル	
甲塚公園	植栽管理		生垣剪定（人力）	H=0.6～1.2m未満	40	m	1	40	m	
	合計							40	m	
甲塚公園	植栽管理		生垣剪定（人力）	H=1.2～2.5m未満	40	m	1	40	m	
	合計							40	m	
甲塚公園	植栽管理	寄植	寄植刈込（トリマー）	H=1.0m内外 夏期	675	m ²	1	675	m ²	
	合計							675	m ²	
甲塚公園	植栽管理	寄植	寄植刈込（トリマー）	H=1.0m内外 冬期	675	m ²	1	675	m ²	
	合計							675	m ²	
甲塚公園	植栽管理	寄植	手抜き除草	疎	970	m ²	4	3,880	m ²	
	合計							3,880	m ²	
久留米斎場	植栽地管理	樹木	殺虫剤散布（殺虫乳剤+新ゲラン同等品）	1000倍+2000倍液	200	リットル	2	400	リットル	
								400	リットル	

仕 様 書

第1節 一般事項

1.(摘要)

この仕様書は、斎場外植栽管理業務委託 契約に適用する。

2.(軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更又は、業務上当然必要なものについては監督職員の指示に従い、受託人において異議なく施工するものとする。

3.(疑義の委任)

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない管理業務の細目については、監督職員の指示に従うものとする。

第2節 計画書・報告書類の提出

1.(業務計画書等)

受託人は、契約締結後すみやかに受託業務の計画書等を提出しなければならない。

2.(業務報告書)

受託人(業務主任技術者)は、常に現場の状況を把握し、監督職員との連絡を密にして業務の進展を図ると共に、災害防止その他管理上必要な処置等については、監督職員の指示を受け適切な業務遂行に当たるものとする。又、作業の有無に関わらず毎月管理業務報告書を遅滞なく提出するものとする。

第3節 施 工

1.(技術基準)

受託業務の施工は、別紙「委託作業技術基準」に基づき実施し、技術基準に定めのないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

第4節 安全管理

1.(安全一般)

受託人は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めると共に関連法令を遵守する。

2.(交通及び保安上の処置)

受託人は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにし交通及び保安上十分な注意を払うものとする。

3.(事故防止及び事故処理)

受託人は業務の実施に関連して、事故防止のため必要な処置を講じなければならない。もし、事故が発生した時は、応急処置を講ずると共に事故発生原因、経過及び被害の内容について、ただちに監督職員に報告しなければならない。

4.(施設・樹木等の損傷)

受託人は作業にあたり、施設・樹木等を損傷しないよう十分注意して行う。万一損傷した場合は受託人の負担で原形に復する。又、損傷を発見した場合はすみやかにその状況を監督職員に報告するものとする。

5.(現場の整頓・跡片付け)

受託人は機械器具、不要土砂、切枝等を交通及び公園利用者の安全上の障害にならないようにその都度整理しなければならない。又、業務完了と同時にすみやかに不要材料を整理し、仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

6.(災害時の連絡及び巡回体制)

受託人は災害が発生した場合の緊急時には、巡回を行い公園利用者の安全を確保し、その状況をすみやかに監督職員に報告するものとする。又、昼夜問わず連絡及び巡回ができるような体制の確立を図っておくものとする。

第 5 節 追記事項

1.(暴力団排除に関する事項)

受託人は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ロ) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ハ) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

2.(暴力団排除に係る下請け契約に関する事項)

受託人は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 下請け契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- ロ) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請け人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第 6 節 その他特記事項

1. 写真管理

本業務名称は「斎場外植栽管理業務委託」であるが、下記名称にて写真管理を行う事とする。
写真については各 2 部提出とする。

斎場 …… 久留米市斎場樹木管理他維持業務委託

甲塚公園 …… 甲塚公園維持管理業務委託

公園等管理作業技術基準

1 高木剪定

1 剪定の種類

- (1) 基本剪定 …… 樹木の健全な育成と緑化機能上不用な枝を抜く。
- (2) 夏期剪定 …… 樹冠の整正、枝の込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので切り詰め、枝抜きを行う。
- (3) 冬期剪定 …… 樹形の骨格づくりを目的とするもので、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。
- (4) 軽剪定 …… 歩行者、車両の通行等の障害となる下枝、垂れ下がり枝を剪定する。

2 主として剪定すべき枝

- (1) 枯れ枝
- (2) 成長のとまった弱小の枝
- (3) 著しく病害虫に犯されている枝
- (4) 通風、採光、歩行者、車輛等の通行の障害となる枝
- (5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝
- (6) 樹冠、樹形、生育上不必要な枝(徒長枝、からみ枝、ふところ枝、逆枝、立枝、ヤゴ等)

3 剪定の方法

(1) 一般事項

- ① 樹木は、特に修景上規格形にする必要があるとして監督職員が指示する場合を除き、自然仕立てとする。
- ② 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- ③ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。
- ④ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の 10 cm 上であらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切り返しを行い切除する。また、切り口は監督職員の指示に従い必要に応じて防腐処理を行う。

(2) 切り詰め剪定

樹冠を一定の大きさに保つ場合に行う。新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定する。この場合、定芽は原則として外芽とする。

(3) 枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の新生枝、徒長枝、あるいは、形姿構成上不必要な枝をその付け根から切り取る。

(4) 切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り取り、及び、樹冠を小さくする場合等に枝の先端を切り詰めることはしないで、長い枝の途中から分かれている短い方を残して長い方をその付け根から切

り取る。古枝で先端がコブ状になっている枝を切り取る場合は、古枝の途中にあるよい方向の新生枝を生かし、その部分から上方の古枝を切り取る。

2 中・低木剪定

樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし、枯れ枝の除去等を行う。花木は花期後速やかに剪定を行う。その他は高木剪定に準ずる。

3 寄植刈込・生垣剪定

- 1 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈込み原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。
- 2 据枝は、下枝の故上がりを防止するため、上方を強く、下方を弱く剪定する。
- 3 作業にあたっては踏込み部分の枝条を破損しないよう十分注意する。

4 除草・草刈・伐開

1 一般事項

- (1) 刈取った雑草は毎日指定箇所に集積し、まとめて搬出する。
- (2) 樹木、フェンス等の周辺も刈り残しのないように仕上げる。また、それらに絡んでいる、つる性雑草もきれいに除去する。
- (3) 雑草除去と同時に対象区内のゴミ、がれき等も完全に除去するものとする。

2 各作業内容

- (1) 手抜き除草 ----- 雑草を一本ずつ丁寧に根を残さないように取り除くこと。
特に盛夏時は表土の剥離に留意する。また、植込み内の実生木、芝生及び枯れ木は取り除く。
- (2) 機械除草(ハンマーナイフモア等) ----- 刈込み高は監督職員と協議する。刈込み時付近の樹木、施設等を破損しないよう注意し、刈りむらの無いように均一に行う。
- (3) 機械除草(肩掛け式) ----- 刈込み高は監督職員と協議する。作業の安全には十分考慮を払うとともに、付近の樹木、施設等を破損しないように注意する。
- (4) 伐 開(手鎌) ----- 雑草は根元の上部3～5cmから刈取る。(かん木を含む)

5 施 肥

1 高木施肥

施肥は、肥料の種類目的及び各樹木の特性に応じて行う。原則として寒肥は壺肥とし、追肥は輪肥とする。

- (1) 壺 肥 ----- 壺肥(遅効性肥料)を施す場合に、枝張り外周直下に4ヶ所程度の立穴を掘り、所定の肥料を入れ覆土する。立穴の深さは20cm内外とする。
- (2) 輪 肥 ----- 追肥(速効性肥料)を施す場合に、枝張り外周直下に輪状で深さ20cm程度の溝を掘り、所定の肥料を入れ覆土する。

2 中・低木施肥

壺肥、輪肥を主体とし、その方法は1の高木施肥に準ずる。

3 寄植施肥

植え込みに均一に散布する。散布時は、園路等に出ないように十分注意を払い、葉面に付着した肥料は払い落とす。

6 薬剤散布

- 1 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
- 2 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
- 3 散布時刻は盛夏の日中を避ける。
- 4 散布に際しては、風向きを常に考慮し、通行人をはじめ周囲の対象物以外のものにかかわらないよう、十分注意して行う。
- 5 使用薬剤は、設計書に示すものの他、病害虫の種類に応じ監督職員の指示に従い、適宜使い分けるものとする。

7 その他

本作業技術基準の定めのないものは、監督職員の指示によるものとする。

斎場外維持管理業務委託、農薬・肥料使用基準

工 種	名 称	基 準	備 考
殺虫剤散布	※カルホルホス乳剤(同等品以上)	1,000倍液	
展着剤	新グラミン展着剤(同等品以上)	2,000倍液	※に混入